明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務六二）　二
○無線設備規則の一部を改正する省令（同六三）　三
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同六四）　五
〔告示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務二〇三）　六
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同二〇四）　七
○簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件の一部を改正する件（同二〇五）　九
○構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（同二〇六）　九
○構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二〇七）　九
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同二〇八）　九
○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件の一部を改正する件（同二〇九）　九
○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同二一〇）　九
○九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（同二一一）　一〇
○構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数帯を定める件（同二一二）　一〇
○九五二MHz以上九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の技術的条件を定める件を廃止する件（同二一三）　一〇
○平成二十二年度学校図書館司書教諭講習実施要項（文部科学九〇）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、入札、平成二十二年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、平成二十二年度液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一八
会社その他
会社決算公告　八〇